

警備業法の一部改正について
～認定証の掲示義務から標識の掲示義務に～

2024年4月1日より、これまで公安委員会から交付されていた「認定証」が廃止され「標識」に変わりました。

「標識」は主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、各警備業者のウェブサイトに掲載することが義務付けられたことから、当社ウェブサイトのトップページに掲載いたします。

警備業者	
認定をした公安委員会	徳島県 公安委員会
認定の番号	第 80000018 号
有効期間	令和元年 8月 21日 から 令和 6年 8月 20日 まで
氏名又は名称	ALSOK徳島株式会社
所在地	徳島県徳島市北出来島町二丁目13番地1